

議案第16号

平成27年3月26日提出

広島市こども図書館条例施行規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部を改正する。

記

1 改正の趣旨

広島市こども図書館条例において、広島市こども図書館における図書その他の教育参考資料を複写したものの交付に係る「用紙の規格は、教育委員会規則で定める。」と規定するために、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

図書その他の教育参考資料を複写したものの交付に係る用紙の規格を、日本工業規格のA列3番、A列4番、B列4番又はB列5番と定める。

3 施行期日

平成27年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成27年3月 日

広島市こども図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市こども図書館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市こども図書館条例施行規則（昭和28年広島市教育委員会規則第5号）
の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（用紙の規格）

第7条 条例別表備考の用紙の規格は、日本工業規格のA列3番、A列
4番、B列4番又はB列5番とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表

(広島市こども図書館条例施行規則)

現 行	改 正
<p>第1条～第6条 (略)</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <hr style="width: 60%; margin-left: 0;"/> <p>(委任規定)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (現行に同じ。)</p> <p><u>(用紙の規格)</u></p> <p>第7条 条例別表備考の用紙の規格は、<u>日本工業規格のA列3番、A列4番、B列4番又はB列5番とする。</u></p> <p>(委任規定)</p> <p>第8条 (現行に同じ。)</p>